

【協議事項】

路線バスの平成 29 年 4 月 1 日付け改正（案）等について

1. 目的

複雑な運行系統を見直し、経路を分かりやすくすることにより利便性の向上を図る。

2. 運行事業者

糸魚川バス株式会社

3. 改正予定日

平成 29 年 4 月 1 日

理由：当初、今春の鉄道ダイヤ改正日である平成 29 年 3 月 4 日付け改正を計画していたが、今回の中能生地区における運行系統の見直しにはバス回転スペースの確保が不可欠であり、その利用が可能となる日が平成 29 年 4 月 1 日である。2 度の改正は利用者に混乱を招く恐れがあるため、全路線のダイヤ改正を 4 月 1 日付でおこなうもの。

4. 概要

(1) 「寺町二丁目」を起点、終点、経由する運行系統を「糸魚川駅日本海口」に変更し、鉄道との接続を改善し、分かりやすい系統に変更する。

(2) 能生地域で運行している路線は、能生線(東廻り)、能生線(西廻り)、島道線、槇線があるが、それぞれが能生国保診療所への通院利便性を考慮した経路としているが、バス回転スペースがないため、能生川をはさんで対岸を行き来する複雑な運行経路をとっている。

現在、移転新築中の中能生地区公民館の敷地内（国保診療所向い）でバス回転スペースを確保していただいております、これによりバスが国保診療所を経由しても元の経路に戻ることが可能になり、分かりやすい運行経路をとることができるようになります。

この新築工事等が 3 月 31 日までとなっていることから、平成 29 年 4 月 1 日に改正をおこなう。

5. 運行系統の廃止及び新設

系統の新設(8 系統)、廃止 (9 系統)

詳細については別添資料のとおり (資料 4-2、4-3、4-4、4-5)

6. 能生バス待機所の移転

○移転理由

糸魚川市の能生バス待機所は、現在、旧能生体育館の北側の市有地を借地したものである。市が当該地において新たな活用を進めていることから能生駅前の市有地へ移転するもの。

- ・所在地および移転先は別添のとおり（資料 4-6）
- ・移転予定日：平成 29 年 4 月 1 日

以上